平成12年(わ)第244号, 平成13年(わ)第2号, 第4号, 第31号 各殺人, 強盗予備, 銃砲刀剣類所持等取締法違反被告事件

主文

被告人Aを死刑に、被告人Bを懲役18年に処する。 被告人Bに対し、未決勾留日数中600日をその刑に算入する。 被告人Aから、押収してある自動装てん式けん銃1丁(平成13年押第8号の21)、サイレンサー1個(同号の22)、実包16個(同号の23)、自動装てん式けん銃1丁(同号の19)、サイレンサー1個(同号の20)、実包3個(同号の9ないし11)、回転式けん銃1丁(同号の14)及び実包4個(同号の15ないし18)を没収する。 理由

(被告人両名の身上経歴等)

- 被告人Aは、昭和27年12月9日静岡県で出生し、中学2年生の時に父の 営む木工所が倒産したため、家族が北海道旭川市に移り住み、Aはその希望で 一人静岡県に残って生活したものの,中学3年生の時に北海道に行き,父の働く木工所で仕事を手伝うなどしていた。Aは,その後,再び静岡県に戻って運 輸会社で働いていたが、交通事故が原因で北海道の親元へ戻り、母の勤める食 堂で働き、17歳の時に同食堂で働いていた北海道出身の現在の妻と知り合っ て、昭和46年に同人と結婚し、同人との間に3人の子をもうけた。Aは、同 妻とは昭和54年に一度離婚して、その後別の女性と再婚したが、その後も現在の妻との交際を続け、再婚した女性と離婚した後の平成11年10月再び現 在の妻と結婚した。Aは、現在の妻と1度目の結婚をした後の昭和48年から 土建業を経営していたが、手形をだまし取られたことなどから資金繰りが悪化 し、昭和54年に交通事故を装って保険金合計2000万円余りをだまし取っ た詐欺等の犯行に及び、これらにより昭和57年に懲役2年6月に処せられて 服役した。Aは、昭和58年ころ、服役の間にa会系の暴力団組員と知り合 い、服役後、その舎弟となって暴力団組員としての活動を始めた。その後、A は、昭和60年に覚せい剤取締法違反(覚せい剤の自己使用)の罪で懲役10 月に、昭和61年に同じく覚せい剤取締法違反(覚せい剤の自己使用)の罪で 懲役1年2月に処せられたが、このころ、服役中にc会の暴力団組員と知り合い、出所後、同会での活動を始め、平成2年2月ころ被告人B〈当時旧姓〉と知り合ってAの若い衆にした。同年10月ころ、Aは、5代目b組は組内e組 の舎弟となり、 e 組内 f 会を名乗って活動を始めたが、同年11月から12月 にかけて、暴力団への密売目的でけん銃合計90丁余り及びけん銃用実包合計 約1500発を入手して所持していたという銃砲刀剣類所持等取締法(以下 「銃刀法」ともいう。)違反、火薬類取締法違反の罪を犯し、平成3年8月に 懲役7年に処せられ、平成10年4月服役を終えて出所した。出所後も、Aは、平成12年6月ころe組を破門になるまで、暴力団組員として活動した 被告人Bは、昭和44年10月2日千葉県で出生したが、小学校低学年の時
- に父が病死し、小学校4年の時にBほか4名のきょうだいを置いて母が出奔し たため、以後は養護施設で育ち、昭和60年に中学校を卒業した。 Bは、高校 に進学したが、程なく中退して運送店の手伝いなどをし、昭和61年に窃盗罪 で中等少年院に、昭和62年に強盗未遂罪等で特別少年院に送致された。平成 元年ころ、千葉県内で土工として勤務した先の社長が暴力団組員であったことから、Bは、その若い衆として暴力団の活動を始め、平成2年2月ころ、知人 を介して当時 c 会組員であったAと知り合い, 意気投合してAの若い衆として 活動するようになった。平成3年8月Aが前記銃刀法違反等の罪で服役した 際、Bは、Aとの連絡役をするため、平成3年12月にAを養親として養子縁 組をし、その後、札幌市で運送業のアルバイト等をしていた。Bは、平成7年 にいわゆるデン助賭博のおとり客(さくら)となった賭博幇助罪で罰金刑に処 せられ、平成9年3月、生活苦から車上狙い等をしたことにより、窃盗、窃盗未遂罪で同年5月に懲役1年2月(3年間刑執行猶予)に処せられたが、同年 10月再度車上狙いをしたため、平成10年1月窃盗罪により懲役1年2月に 処せられ,前記執行猶予も取り消されて併せて服役し,平成12年3月12日 に刑務所を出所した。この間、Bは、前記きょうだいとは養護施設を卒園した ころから現在に至るまで音信不通の状態であり、また、母とは、 Bが20歳の ころに一度再会したものの、平成7年ころから再び連絡が取れなくなってお り、出所後は、後記Pビルの事務所等でAと生活を共にしていた。

(第1の犯行に至る経緯)

- 1 Aは、平成10年4月、銃刀法違反等の罪による服役を終えて刑務所を出所した後、平成11年9月ころ、Eと知り合い、平成12年3月ころ、東京都豊島区〈以下略〉にあるPビル5階に共同で事務所を借りてそれぞれ仕事をしていた。そのころ、Bが刑務所を出所し、AとBは生活、行動を共にするようになった。
- 2 Cは当時5代目b組2代目g会h組i一家の副長, Dは当時同i一家若頭の地位にあったところ, 同i一家組長であったFとCとの間にはかねてから確執があった。平成10年ころ, Cは, Dに, Fの殺害の話を持ちかけ, その後も, FとCの溝は深まり, CとDは, 折に触れて, 殺害を引き受けてくれそうな外国人マフィア等を探すために外国人と接触するなどしていた。
- 3 Aは、前記銃刀法等違反を実行した際、Lにけん銃24丁及び適合実包を保管料150万円で預けていたが、同人が、これらのけん銃等を警察官に提出しために自分の刑が重くなったと考え、また、けん銃等の一部をLが勝手に売却した様子であったことから、平成10年10月ころ、Lに会って金を払うに求めた。しかし、Lは、結局これに応じず、平成11年3月ころ、同人の父が暴力団j一家の元総長で、Fがかつて同一家の系列に属していたというってを頼って、富山県高岡市〈以下略〉所在のi一家組事務所に逃げ込んだ。その後、Aは、同組事務所でD及びCと面談したところ、Aの説明を聞いたCやDは、Lの話よりもAの話が筋が通っていると考えた。そこで、Dは、同組事務所にいたFにその旨報告したが、Fは金の支払いを渋ったため、結局、Gから貸与を受けて、Aに100万円又は150万円を渡した。この件をきっかけて連絡を受けて、AとDは相互に記した。
- 4 平成12年1月24日ころ(以下は、全て平成12年の出来事である。)、 Aは、Aに中国人マフィアに関する情報がないか聞いてみようと考えていたC 及びDからの誘いで、同人らと東京都新宿区所在のQホテルで会った。Aは、 C及びDから、「実は、殺したい人間がいるんだけど、外国人を使ってそいつ を殺してもらえないか。」、「どれくらい(金が)かかりますか。」などと切り出された。Aは、1500万円くらいかかるなどと答えたが、Aの若い衆2 人が同席していたため、具体的な殺害依頼を受けるには至らなかった。そのころ、Aは、Dにけん銃の購入を勧めたところ、4月下旬ころ、Dからけん銃を 購入したいという連絡があった。そこで、Aは、5月2日にDから代金120 万円の振込みを受けた後、自動装てん式けん銃1丁(平成13年押第8号の1 9)、サイレンサー1個(同号の20)及び適合実包16個を密売人を介して Dに送付し、数日後、Dはこれらを受領した。
- 5 Aは、いよいよCとの間でFの殺害をAに依頼することを決めたDから, 度高岡に来てほしいと頼まれ,富山県高岡市に行くこととした。Aは,6月1日,飛行機で富山県に向かい,同日昼過ぎころ到着して,富山空港に迎え又は同ホテルに向かう途中の前記自動車内で,Aが,Dに,殺したい人間がいるという話は誰のことか聞いたところ,Dは,Aに,「実は,俺の所のオヤジをやってほしいんだ。」などと言って,Fの殺害を依頼した。引き続き,同間、Aにの関係帯電話をかけてCも呼び出そうとしたので,Aは入りになってしまらが、方でよってしまから、D運転の自動車に乗り,Dの案内でFの変大は、同日午後6時ころから,D運転の自動車に乗り,Dの案内でFの変大は、同日午後6時ころから,D運転の自動車にその後,Aは,Dと夕食を共は、の家等を見て回り、一度ホテルに戻った。その後,Aは,Dと夕食を共にすることになったが、この時もDはCを呼び出そうとしたので,前同様の理由でこれを制止した。同ホテルに宿泊したAは、翌6月2日,一人で富山のかう途中に高岡市内の地図を購入してから,飛行機で東京に戻った。
- 6 Aは、かねて、中国人グループとつながりを持っていたEから、中国人グループが強盗をするのに適当な会社や個人の家等に関する情報を教えてほしいと頼まれていた。Aは、Dからの依頼をEを介して中国人らに持ちかけることとし、そのころ、前記Pビルの事務所で、Eに「強盗に見せかけて、殺してほしい奴がいるんだけど、中国人に頼むことはできないか。」などと話した。Eが中国人マフィアにその話を伝えることを了解したので、Aは、Dから支払われる約束になっていた1500万円のうち、まず約半分に相当する800万円を送金してもらおうと考え、Dにその旨依頼し、6月7日、DからPビルの事務

所に宅配便で送付されてきた800万円をMを介して受け取った。また,そのころ,Aは,Dから,F方付近の住宅地図のコピー2枚(高岡市全図のコピー1枚及びW〈地番略〉の住宅地図のコピー1枚)を受け取ったほか,隠し金庫の位置等の説明が付記されているF方内の見取図,FG夫婦のみが写っている写真の送付を受けた。この写真は,ゴルフ場で,FG夫婦をCとDが挟み4人横一列に並んで写っていた写真のうち,CとDが写っている両端部分が切り離され,FG夫婦が写っている部分のみが残されたものであった。更に,Aは,Aが購入してきた高岡市内の地図をコピーしたものを貼り合わせて,自らF方付近の地図1枚(W駅付近の住宅地図1枚)を作成した。

- 7 Aは、そのころ、前記Pビルの事務所で、中国人グループ側の中心人物であるHらと会い、Hに対し、強盗に見せかけてFG夫婦を殺害してくるように依頼した。しかし、Hに殺人はしないと断られたため、結局、AはHに強盗のみを依頼してHから承諾を受け、前記800万円の中から準備金として200万円をEを介してHに交付した。6月中旬ころ、Aは、埼玉県川口市内のカラオケ店等で、Eと共に、Hら中国人グループと打ち合わせを重ねる一方、Bにも、中国人を使った強盗を計画しているので、中国人を自動車に乗せて石川県を経由して富山県まで連れて行く役や、宅配便を装って相手に玄関を開けさせる役をするように言い、Bはこれを了解した。
- 8 6月17日ころ、A、B及びEは、高岡市に行ってF方を下見し、F方に向かうルートやF方の様子をビデオカメラで撮影した。6月21日、A、B、E 及びHら中国人グループが、東京都武蔵野市〈以下略〉にあるホテルSの1室に集まり、Aらは、Hら中国人グループに、F方等の様子が収録されているビデオテープを再生して見せるとともに、Dから入手した前記写真、見取図及び地図、Aが作成した地図、Aが入手してきた自動装てん式けん銃1丁(包16号の23)をHら中国人グループに渡した。当初、政盗は6月25日に第一である。をHら中国人グループに渡した。当初、政盗は6月25日にする予定であったが、Fに葬儀参列の予定が入ったた均にまたらに、行する予定であったが、Fに葬儀参列の予定が入ったたり、日が用意してきたり、日が思いったため、結局6月30日に実行することとなった。Aらは、中の助ラオケ店に集めて強盗の謀議を遂げた。しかし、Eが用意してきたは、か、Eに普通乗用自動車(ワゴン車)を手配させてその準備を済ませた。か、Eに普通乗用自動車(ワゴン車)を手配させてその準備を済ませた。
- 9 6月29日午後0時30分ころ、中国人らは、後記「T」駐車場で、前記自動装てん式けん銃やバール等が積み込まれた普通乗用自動車ほか1台の自動車2台に分乗し、同普通乗用自動車をKが運転し、Bがほか1台の自動車を運転し、K運転の自動車を先導して石川県経由で富山県に向かい、もって、判示第1の強盗予備の犯行に及んだ。

(罪となるべき事実第1)

被告人両名は、E、H、I、J、Kらと共謀の上、富山県高岡市〈以下略〉F 方に押し入り、金品を強取する計画のもとに、被告人B、K、I、Jらにおいて、平成12年6月29日午後0時30分ころ、埼玉県草加市〈以下略〉T駐車場において、自動装てん式けん銃1丁(平成13年押第8号の21)、サイレンサー1個(同号の22)、適合実包16個(同号の23)、脇差し1振、バール8本、住宅地図写し等を積載した普通乗用自動車ほか1台に乗車し、Kが同自動車を運転し、被告人Bがほか1台の自動車を運転し、K運転の自動車を先導して石川県経由で富山県に向けて出発し、同日午後7時30分ころ、金沢市よ町〈以下略〉付近駐車場に至り、もって、強盗の罪を犯す目的でその予備をしたものである。

(第2の各犯行に至る経緯等)

1 Bらは、同日、金沢市に到着した後、Bは中国人らを引率してF方をもう一度下見し、翌朝に出発することを決めたうえ、I、K、Jら5名と、B及び他の中国人らとに別れて金沢市内の2つのホテルに分宿した。しかし、6月30日午前7時12分ころ、Iらが自動装てん式けん銃等が入ったかばんを持ってバール等が積載された普通乗用自動車に乗り込み出発しようとした際、不審者が宿泊しているという通報を受けて付近に張り込んでいた警察官が、Iを逮捕し、強盗予備の犯行が発覚した。A及びEは、B及び中国人らが石川県経由で富山県に向けて出発した後、E運転の普通乗用自動車(以下「チェイサー車」ともいう。)で、6月30日午前4時14分ころ東京都内の練馬インターから

関越自動車道に入って富山県方面に向かい、北陸自動車道を経て、同日午前8時09分ころ金沢東インターに到着した。しかし、同日午前7時30分ころ、Bからの電話連絡等により中国人らが警察官に捕まって強盗の計画が実行不能になったことが分かった。Aは、同日午前9時07分ころ、Dにそのことを電話で連絡した。

- 2 Aは、6月30日にDに計画の失敗を電話で連絡した際、Dとの間で機会を うかがって再度計画を実行することとする一方、Aが中国人らに渡した地図や 写真等が押収されていないかなどの捜査に関する情報を教えてもらうようDに 依頼した。その後、AとEは、前記チェイサー車に積載されていた偽造ナンバープレートや脇差しを、石川県羽咋郡1町〈以下略〉所在のUダム近くの駐車 場付近に隠した。その後、Aに対し、中国人らから、Eを通じて弁護料を負担 してほしいという要求があった。Aは、7月3日ころDに400万円の送金を 求め、Dから、同月4日に200万円、同月6日に200万円の銀行振込を受 けて、合計400万円を受け取った。Aは、この400万円のうち50万円 を、Eを通じてHに渡した。
- 3 7月10日ころ、Aは、Dから、「中国人たちが写真などを持っていたらしい。中国人たちが持っていたオヤジと姉さんの写真は、3枚しかなくて、俺の写真がなくなっていることがばれたら、俺が疑われる。何とかしてくれないか。」という連絡を受けた。Aは、Eに連絡を取って、Eを通じてHにそのような事実がないか聞いたが、EからHはこれらを絶対に捨てたと言っているなどと報告を受けたため、Dに対して、中国人は持っていっていないと言っていると連絡をした。しかし、Dが強く抗議してきたので、AもHに再度確認しようとしたが、そのころからHらとは連絡が取れなくなってしまった。
- 5 その後、AとBは、B運転の普通乗用自動車(以下「センチュリー車」という。)に乗り、同日午後8時50分ころ練馬インターから関越自動車道に入り、途中、Eと、あらかじめ合流場所として決めておいた高坂サービスエリアでEが運転してきたチェイサー車のカバーを取り付った。一下では、番号を写真撮影されないようにするための半透明のカバーを取り付するなどして、Aが同乗するB運転のセンチュリー車及びE運転のチェイサー車の2台で、北陸自動車道を経由して高岡市に向かった。Aは、まず、先に今を取り替えることとし、Dに対し、国道159号線を通り、県道29号線(下では、159号線を通り、県道29号線(下の時線)からUダムに一たん向かい、その後、同県道を通って高岡市内に入道路の途中でDと落ち合い、Dからけん銃等を受け取ることを決めた。
- 6 Aは、B運転のセンチュリー車が金沢東インターを降りた翌7月13日午前3時27分ころ、Dに金沢東インターに着いたという連絡をし、その約30分後にUダムに到着して、先に同ダムに到着していたEと合流した。Aは、Bにチェイサー車のナンバープレートを取り替えておくように指示したうえ、一人でセンチュリー車を運転して前記県道29号線を高岡市方面に30分くらい進んだところで、対向車線を走行してきていたDと合流した。Dは、先にAから購入していた自動装てん式けん銃1丁及びサイレンサー1個、別にDらが入手していた回転式けん銃1丁(平成13年押第8号の14)並びにこれらの適合実包(同号の9ないし11、15ないし18はその一部)を持参してきてお

- り、Aは、Dが運転してきた車の中で、これらの自動装てん式けん銃等を受け取った。その際、AはDに「俺たちがやるの。」と聞いたが、Dから改めて「お願いしますよ。」などと言われた。Aは、自動装てん式けん銃と回転式けん銃のそれぞれに実包を装てんしたほか、実包2発をポケットに入れ、Uダムに戻った。
- Aは、受け取ったけん銃を試射することとし、B及びEと共に、石川県羽咋 郡1町〈以下略〉付近で停車し、同所の林道を奥に入った場所(以下「試射現 場」ともいう。)で、Aは自動装てん式けん銃を2発発射し、BはAの指示で回転式けん銃を1発発射した。Aは、Bが発射する様子を見て、その腕前が悪 く、誤って自分に弾丸が当たってしまうかもしれないなどと考えたことから、 Bらに気づかれないように注意しながら、回転式けん銃の弾倉から空薬きょう 1個と実包1個を抜いてその場に投棄し、弾倉を回転させて引き金を2回引い ても弾丸が発射されないようにした。このとき、回転式けん銃の発射音がかな り大きかったことから、Eは、Aらに対し、回転式けん銃の上にセカンドバッ グを被せて発射すれば音が小さくなると助言した。そこで、Aは、Bが持っていた化粧ポーチを被せて回転式けん銃を発射することとし、Bは、前記のよう に2回撃っても弾丸が発射されないようにされた回転式けん銃を、空にした化 粧ポーチの中に入れて持っていた。Aら3名は、センチュリー車をその場に置 き、E運転のチェイサー車にAとBが同乗して試射現場から出発した。その 後、午前5時25分ころ、富山県氷見市内でチェイサー車のタイヤがパンクしたため、AはDに連絡して工具等を持ってきてもらうように依頼したが、午前 5時40分ころ付近のバス営業所で工具を借りて修理することができたため、 Dは組事務所に戻り、Aらは、午前6時24分ころ同市内のガソリンスタンド でタイヤのパンクを修理した。
- 8 Aは、FG夫婦の所在について、先に、Dから「今晩、オヤジ夫婦は強盗から狙われているので、姉さんが家に帰るのを嫌がって事務所に泊まることになった。」と聞いていたところ、午前6時ころ、Dから「まだ、しばらく、オヤジ夫婦は事務所から出ないようだ。」と連絡があった。そこで、Aらは、午前7時ころ、富山県高岡市〈以下略〉のコンビニエンスストアで朝食を買って食べたが、このとき、Aの指示でガムテープも購入した。その後、Aらは、F方近くにある高岡市〈以下略〉所在のV株式会社ショールーム南側駐車場(以下「V駐車場」という。)に移動して待機し、この時までにAやBは購入した下「V駐車場」という。)に移動して待機し、この時までにAやBは購入したが、Dは東北ボーチ内に入れておいた回転式けん銃の弾倉を確認したところ、実包2発が抜けていてそのままでに発射できない状態になっていたことに気づき、弾倉を回すなどして、直ちに発射できる状態にした。
- 9 午前8時57分ころ, V駐車場で待機していたAらに、Dから「オヤジたちが家に帰ることに変更を連絡があり、続いて午前8時59分ころ, 「今に帰ることになった。」と連絡があり、続いて午前8時59分ころ。 「今に帰ることにが事務所を出ました。 財色のベンツが行くはずだから、見にてください。」などと連絡があった。 Dは、このころ、大の散歩のためたが方に行くこととなっていたNに電話をかけ、組事務所に下方が高になったないたが、とった。 Aは、よう、というででは、よいではでは、などと言っていると、Dからには、下方の前を通ると、Nと思って見れる若いる様と言っていまが、ことに対し、「一方のと思っているは、下方の前を通ると、をではなどしていたが、をいると、「今、ほかに連絡があってので、Aが自動式としていたが、すぐに行ってください。」という連絡があって、自動式とでは大丈夫だから、すぐに行ってください。」という連絡があって、日本では大丈夫だから、すぐに行ってください。」という連絡があって、日本では大きに下方にあり、下方付近で、Aが自動式といるには大きに下方にあり、下方付近で、Aが自動式となどになどにないます。

(罪となるべき事実第2)

被告人両名は、C及びDと共謀の上、前記第1の事実に関する写真(F及びGが写ったカラー写真の切れ端)等の証拠品が警察に押収されていて、Fが警察署に証拠品の確認に行くという情報を得たことから、F及びGの口を封じて前記第1の事実、ひいてはFG夫婦殺害計画の発覚を防ぐとともに、Gについては併せて被告人両名によるF殺害を隠ぺいするなどの目的で、F及びGを殺害しようと企て、

- 1 平成12年7月13日午前9時30分ころ,前記第1のF方1階8畳和室において,F(当時56歳)に対し,殺意をもって,被告人Aにおいて,あらかじめ準備して所持していた自動装てん式けん銃(平成13年押第8号の19)で,Fの頭部等をめがけて実弾2発を発射し,それぞれ同人の左鼻孔前縁及び右下顎角部に命中させ,よって,即時同所において,同人を右下顎角部銃創による脳損傷により死亡させて殺害した,
- 2 前記第2の1の日時ころ,前記第1のF方1階北東4.5畳和室において, G(当時52歳)に対し,殺意をもって,被告人Aにおいて,あらかじめ準備 して所持していた前記第2の1の自動装てん式けん銃で,Gの後頭部及び背部 をめがけて実弾2発を発射し、それぞれ同人の左後頭部及び右背面に命中さ せ,よって,即時同所において,同人を左後頭部銃創による脳損傷により死亡 させて殺害した,
- 3 前記第2の1の日時ころ,前記第1のF方において,前記第2の1の自動装 てん式けん銃及び回転式けん銃(同号の14)各1丁を,同自動装てん式けん 銃に適合する実包8個(うち3個は同号の9ないし11),同回転式けん銃に 適合する実包4個(同号の15ないし18)と共に携帯して所持した ものである。

(事実認定の補足説明等)

第1 本件審理経過の概要及び争点等

被告人両名は,いずれも第2回公判期日における被告事件に対する陳述 (罪状認否) で、全ての公訴事実(ただし、各殺人及び銃砲刀剣類所持等取 締法違反被告事件については、被告人両名の共謀によるという当初の訴因に 対する罪状認否である。)を認めたが、AはD及びCの本件各犯行への関与を秘匿し続け、また、被告人両名が、いずれも自分がけん銃を発射してF及 びG殺害の実行行為をしたと供述していたため、F及びG殺害の実行行為者 が、A、Bのいずれであるかが主たる争点とされていた。しかし、このよう な状況下で、第28回公判期日にいったん審理が終結した後(以下「第1次 結審」ともいう。), A及びBに付されていた接見等禁止が付されなくな り、AやBが暴力団関係者らと接見したことや、AがBに信書を送ったこ等を契機に、A及びBが、検察官に対してそれまでとは異なる供述を始め た。すなわち、BはF及びG殺害の実行行為者はAであると供述し、AはD 及びCの関与を認める旨供述した。そのため、弁論が再開され、再開後の第 29回公判期日において殺人及び銃刀法違反の各公訴事実につきD〈当時旧 姓〉を共犯者に加える訴因変更が,第31回公判期日において同各公訴事実 につき更にCを共犯者に加える訴因変更がなされた。しかし、その一方、A 及びBは殺意等(計画性や積極性を含む)について否認ないしあいまいな供 述をするなどし、また、Aは、第32回公判期日のAに対する被告人質問か らこの関与を否定する供述に転じた。

そこで、以下、まず、①FG夫婦殺害の実行行為者について判断を示したうえ、弁論再開後の主要な争点である、②AのF及びGに対する殺意等、③BのF及びGに対する殺意等及びAとの殺人の共謀の有無(Bは幇助犯にとどまるとの弁護人の主張に対する判断も含む)について順次判断を示し、更に、④D及びCとの殺人の共謀の有無についても本件の罪となるべき事実の認定に必要な限度で判断を示し、最後に、⑤自動装てん式けん銃の加重所持罪にかかる適合実包の個数について判断することとする。

第2 FG夫婦殺害の実行行為者について

関係各証拠によれば、F及びGはいずれも自動装てん式けん銃(以下、単に「自動式けん銃」という。)でそれぞれ2発ずつ撃たれて殺害されたことが認められるところ、A及びBは、一方が自動式けん銃を他方が回転式けん銃を所持してF方に入り、途中両被告人がけん銃を交換した形跡は窺われないから、自動式けん銃を所持してF方へ入った一人の人物がF及びGを殺害したと認められる。ところで、被告人両名は、F方に入る前に各けん銃をそれぞれ試射しているところ、F方で自動式けん銃を所持しそのけん銃で殺害れぞれ試射しているところ、F方で自動式けん銃を試射したのと考えるのが最もん銃で表である。この点、Eは、試射の際、Aが自動式けん銃を、Bが回転式けん銃を試射したと、捜査・公判を通じて一貫して供述している〈証拠略〉。Eは、Bが試し撃ちをしたとき、ぎこちない様子でけん銃を持っていたので、

Bが試し撃ちする様子を注意して見ていたから、Bが回転式けん銃を発射し たことは間違いないなどと、その根拠を説明しているところ、Bのけん銃の発射技能が拙劣であったことはAも一致して供述しているうえ、その供述内 容には具体的な心情描写も含まれている。しかも、AとBがそれぞれどちら のけん銃を試射したのかは、E自身の刑事責任の軽重に大きな影響を与える 事項ではなく、Eがことさらにこの部分について虚偽の供述をする動機は乏 しい。これらに鑑みると、Aが自動式けん銃を試射し、Bが回転式けん銃を 試射したというEの供述には十分な信用性が認められる。また、試射現場に は、自動式けん銃から発射された弾丸2発と回転式けん銃に適合する実包1 発が遺留されていたが(なお,回転式けん銃から発射された弾丸は発見され この弾丸等の遺留状況は、試射の状況に関するA ていない。) 〈証拠略〉, の供述、すなわち、Aが自動式けん銃を2回試射し、Bに回転式けん銃を渡 す前に同けん銃の弾倉から薬きょう1個と実包1個を抜いた〈証拠略〉とい う供述と合致している。他方、第1次結審前にBは、試射の状況につき、Bが自動式けん銃を1回発射したと供述しているが、試射現場に、自動式けん銃から発射された弾丸が2発残っていることと矛盾している。そうすると、自動式けん銃を試射したのはAであると認められ、ひいては、自動式けん銃 でFG夫婦を射殺した人物もまたAであると推認することができる。

また、Gの殺害状況につき、Gに撃ちこまれた2発の弾丸のうち、同人の背部に撃ちこまれた弾丸は、うつぶせに倒れていたGの右背面から射入して右鎖骨部から射出されたことが認められる。この点、Aは、Gの左横から足側に移動し、まず後頭部目がけてけん銃を撃った後、背部目がけて2発目のけん銃を発射したと供述あるいは再現していて、この2発目のけん銃発射と前記弾丸の軌道とが概ね符合している。ところが、Bは、その第1次結審前の供述や再現によれば、うつぶせに倒れているGの左横の位置から後頭部目がけてけん銃を発射した後、そのままの位置から背部を射撃したというのであり、背部に命中させた弾丸に関し、この供述ないし再現は弾丸の軌道と合致していない。

これらの事情に加え,Fの手元にあった固定電話の受話器が外れていたことからすると,Fが殺害される直前に受話器を持っていたことがうかがわれるところ,そのような状況は,Aの供述や再現にはあらわれておらず,F殺害時の状況についるとところ,そのは述や再現にはあらわれておらず,F殺害時の状況についる。しいるの供述や再現の方がより客観的な状況に添ったもとなった8畳和室にしかり、Bの第1次結審前の供述によると,F殺害現場となった8畳和室にした。を実行したBのみが入っていないを具体的に供述であるが、るは、AがFの手元にあった受話器のおというのに供述であるが、また,E運転のチェーをがはぼ一致している反面,Bは、第1次結審前において,BがF殺害みたで、Aに対している反面,Bは、第1次結審前において,とばなかったと供述しており、このE供述と合致していない。

とはなかったと供述しており、このE供述と合致していない。 Bは、前記のとおり、第1次結審後、AがFG夫婦殺害の実行行為あると供述するに至ったが、第1次結審後、の供述中、実行行為ある結れである。 を供述するに至ったが、第1次結審後、の供述中、実行行為ある結果といる。 おり、次結審後、AがFG夫婦殺害の実行行為ある結果を でる部分にでは、特に不合理という、「当初Aは黙秘していた理由について、「当初Aは黙秘していると意からのといるのとしたのとのである。」などと言わるとといるの後、Aが自分が実行符為者といるいうととは、「またた、第1団幹のとして、Aが自己によった。」などと言われた。」などと言われた。」などと言われた。」などと言われたをで、よいのとは、ないと表している。 を、4といとできたいる。と、これらのである。 ないとできたいる。といるのであるといてものとして、ないとで、よいのといる。と、これらのとして、表力団は、表力団によってものとして、などと説明している。と、これらのとして、を、Aとの上下関係等によるものである。 以上によれば、F及びGを現実に殺害した実行行為者は、いずれもAであると認められる。

第3 AのF及びGに対する殺意等について

F について

AのFに対する殺意について検討すると、凶器は殺傷能力が十分に認められる自動式けん銃であり、しかも、Aはそれまでにけん銃を取り扱ってきた経験があるうえ、犯行前にそのけん銃を自ら試射しているのであるから、その性能をよく理解していたと認められる。また、Aは、しゃがんでいたFの左鼻孔前縁に弾丸を命中させ、続いて後方に倒れたFの右下顎角部に弾丸を命中させていて、いずれも頭部という身体の枢要部に弾丸を命中させているうえ、2メートル未満の至近距離からのど仏等の枢要部を狙って射撃したことや、2発目は既に転倒しているFにとどめを刺す目的でけん銃を撃ったことも認められる。これらに照らせば、AにはFに対する確定的殺意があったことは明らかである。

ところで、Aは、弁論再開後の当公判廷において、Dから高岡に来てくれと頼まれた段階では、自分たちがFを殺害する実行犯の役をやらされるとは思っていなかった、Fとは最初は2000万円の件について話そうと思っていた、Fの態度いかんによっては話し合いで終わり殺害には至らないのではないかという気持ちがあった、Fが受話器を持ったまま立ち上がり電話機を振り上げて自分を殴りにかかってきたのでけん銃で撃ったなどと供述して、F方に入る段階ではいまだFを殺害する意思がなく、偶発的にFを殺害するに至ったかのような供述をしている。

に至ったかのような供述をしている。 しかし、この供述は、Fが金沢東警察署にまさに写真等の証拠品を確認に行くという状況下で、その口を封じるためにDと連絡を取り合って殺人等の犯行に及んだという状況や、そのために犯行前にはけん銃の試射までしているという状況に全くそぐわない。また、Fの手元にあった電話機や受話器が入れていたというもので〈証拠略〉、Fが受話器を持ったまま立ち上がり自分を殴りにかかってきたというAの供述とはおよそ合致しないておりまってきたというAの供述とはおよそ合致しないでがある。第1次結審後、すなわちDの関与等を供述する気持ちになっていた状況下でA自身が作成した上申書〈証拠番号略〉中にも、そのような記載が全くなて、むしろ、「Fもちゅうこしになってきたので私は顔面にむかっております」と、第1次結審前に供述していた殺害状況とほぼ同じ供述をしている。これらに照らすと、F殺害状況に関する弁論再開後のAの公判供述は到底信用できない。

そうすると、Aの検察官に対する前記供述は信用することができ、Aは、 高岡市に向かう段階で、既にF殺害の実行犯となる可能性を高い確率で認識 していたし、遅くともDからけん銃を受け取った段階ではF殺害の意思が固 まっていたと認められる。したがって、Fの殺害は偶発的であったというA の公判供述は到底信用できない。

2 Gについて

AのGに対する殺意についても、やはり、Aは、殺害するのに十分な性能を有する自動式けん銃を凶器として用い、その性能を理解しながら、床に額をつけて許しを乞うGの左後頭部に弾丸を命中させ、続いてそのまま崩れるようにうつぶせに倒れたGの右背面に弾丸を命中させていて、2発の弾丸をいずれも頭部、胴体といった身体の枢要部に命中させている。しかも、Aは、1メートル未満の至近距離から各部位の付近に狙いを定めて射撃していることや、2発目は既に後頭部に弾丸を撃たれてうつぶせに倒れているGにとどめを刺す目的でけん銃を撃ったことも認められる。これらに照らせば、AはGに対しても確定的な殺意を有していたことは明らかである。

しかし、Aは、第1次結審前には、「Gが地図等を見てしまうと、Gに自分たちがやったことがばれてしまい、結局、自分たちの命が狙われることになるので、FとGの2人を殺害する必要があった」〈証拠略〉とか、「家に 入って2人を殺害する以上,自分たちの犯行がばれないようにする必要がありました。」〈証拠略〉などとG殺害の動機を述べているところ,Gをいか なる理由で殺害したかは、DやCの本件への関与を隠すこととは直ちに結び つくものではなく、そのためにことさら自己に不利な供述をする必要もな い。また、客観的には、既に地図に付着していた指紋によりAの関与は捜査 機関に発覚しつつあったのであるが、A自身の認識として、Gが証拠品を確 認することによって、Aの関与が発覚し自分に危害が加えられる危険が迫ると考えることも不自然ではなく、Aも弁論再開後の当公判廷で「指紋べたべ ただからやばい」とも供述している〈証拠略〉。したがって、Aのこの供述 はそれなりに信用することができる。また、Aが高岡市に向かう途中でDか ら受けた連絡には、FだけでなくGの所在に関する情報も含まれており、高 岡市に到着した後も、「まだ、しばらく、オヤジ夫婦は事務所から出ないようだ。」という連絡を受け、V駐車場で待機していた殺人の犯行直前の段階 では、Dから、「オヤジたちが家に帰ることになった。」すなわちFと共にGもF方に戻るという連絡を受けている。そうすると、遅くともこの段階では、AらがF方にけん銃を持って入る際には、GがF方に在宅することにな とは確実となっていたのであるから、Gに顔を見られたり、Gの抵抗に 遭うなどしてGまで殺害するに至る可能性が高いことは十分理解していたと 考えるのが合理的である。無抵抗のGに対しほぼ連続して2回もけん銃を発 射しているというG殺害の態様や、たとえ興奮していたとしても、Aの述べる動機のみでは人命を奪う動機としていかにも薄弱であると考えられること にも照らすと、少なくとも、Aがその場の激高のみでGを殺害したとは到底 認められない。

他方、Aは、F方に入る前の午前7時ころ、コンビニエンスストアでガムテープを購入していることが認められる〈証拠略〉。そうすると、Aが供述するように、G殺害には消極的で、Gはガムテープで縛って放置するにとどめる意思があったとも考えられないではない。しかし、暴力団組長方に入って組長を殺害するというのであるから、極めて緊迫した状況となることが容

易に想定されることからすると、速やかにGを緊縛するにはBとの役割分担等につき十分な打合せが必要であると考えられるのに、これらについて、Aからの具体的な指示やAとBとの間の詳細な打合せがあったわけでもなく、実際にF方に入った時にも、ガムテープを持って行っていない。そうすると、Aが当初女性であるG殺害にやや消極的な意図を持っていたことは否定できないとしても、ガムテープを購入していることは、F方に入る時点で既にG殺害の意思を有していたと認めることの妨げとはならない。

もっとも、Fは、当初はCに運転させて金沢東警察署に証拠品の確認に行くと言っており、Gが運転して行くことは、7月13日にF及びGが組事務所から自宅に戻る直前に決まったものである〈証拠略〉。したがって、それまでは、GがFと当然に一緒に行動することとなっていたわけではない。また、7月13日に証拠品を確認するのはFであるから、殺害して口を封じる必要が特に切迫していたのはFであったといえる。

これらに鑑みると、Aが、前日にDから殺害依頼を受けた段階から、F殺害の意思と同じように、確実にGを殺害するという意思まで持ち続けていたとは断定できず、その限度でAの供述の全てを否定することはできないが、遅くとも、AらがV駐車場でDからGもF方に戻るという連絡を受けた段階では、AはGを殺害する意思を固めていたと認めるのが相当であり、これに反するAの供述は信用できない。

第4 BのF及びGに対する殺意等及びAとの共謀について

1 弁論再開後のBの公判供述の内容

Bは、F方に入るとき、Aについてこいと言われたからついて行っただけで、何のためにF方に入るのかは全く考えていなかったなどと供述して、F及びGに対する殺意及びAとの殺人の共謀を否認している。

2 殺意について

アFに対する殺意

まず、Bは、F方に入る段階で、AとBがそれぞれF方でけん銃を使用することなる可能性を十分に認識していたと認められる。すなわち、Bは、犯行前にAと共に試射現場で回転式けん銃を試射しており、ことによって、Bが殺害の実行行為を担当する可能性を強く認識したと考えられる。しかも、F方に入る段階で、Bの所持していた回転式けん銃は化粧ポーチに入れられているところ、前記試射現場では、Bがを対した回転式けん銃の発射音が大きかったため、Eがセカンドバッグを対した回転式けん銃の発射音が大きかったため、Eがセカンドバッグを転式は大撃つと音が小さくなるという助言をしているがこのEの助言を踏式される銃を発射する可能性があるからこそ、わざわざこのEの助言を対して発射音を小さくするために化粧ポーチが使われていたと考えられる。だけであるのに、自己の判断で、回転式けん銃が入っていることを認識している。

いた化粧ポーチでは、 一般では、 一般 式けん銃を確認した部分を否定したが、その理由として刀を確認したのと間違えたなどとおよそ合理性のない供述をしている〈証拠略〉。前記検察官調書では、殺意や共謀の認定に関して重要な意味を持つ、BがAから「やるときはちゅうちょするなよ。」と言われた事実の有無については、そのようなAの指示はなかったというBの言い分がそのまま録取されているのであるから、無理にBの言い分を否定する調書が作成されたとも解されない。以上によれば、第1次結審後のBの検察官に対する供述は極めて信用性が高く、その供述によれば、BはF方で自分が回転式けん銃を発射する可能性も十分認識していたものと認められる。

このように、Bは、試射の段階では、回転式けん銃というそれ自体極めて殺傷力の高い凶器を使用する可能性を認識していたのであり、そもそも、AがBらを連れて高岡市に来た目的が、強盗のターゲットだった人物が証拠品を確認に行くという情報を得たため何らかの手を打つためであることは、Bも認識していたのであるから、これらを総合すれば、Bには、遅くとも試射の段階ではFに対する殺意を生じていたことが明らかに認められる。

イ Gについて

Gに対する殺意の有無については、Gの所在に関するBの認識が重要となるところ、Bは、その弁論再開後の公判供述によっても、遅くとも、と貼車場においては、Aから、組長(F)と姐さん(G)が事務所を出たとか、特機中のAやBらの目の前を通るはずだなどと聞かされていたとが認められる〈証拠略〉。Bが、先の強盗予備の準備過程で、F方ので見ていることを考慮すると、まさにその写真に写っていまで下り、ターゲットの家に住んでいる人物としてFとGが写真に下で表したのを見ていることを考慮すると、まさにその写真に写ったはずであることを持っていることを考慮すると、おり、Bは、F方が殺害の実行現場となり、たとといる。そのような認識の下で、Bは、前記のとおり、B自身が発射では、犯行発覚を免れる等の目的で、殺害現場のF方に居合わせるのでは、犯行発覚を免れる等の目的で、殺害可能性を理解していたと認められる。

この点,Bは,第1次結審前ではあるが,「F殺害実行時にGに顔を見られてしまうかもしれないので,殺人が発覚しないようにするためにはGも殺害する必要があった。覆面等をしておらず,特に自分には顔に傷が残っているので,一目見られれば記憶に残ってしまう。」と検察官に供述している〈証拠略〉。この供述は,Bが殺人の実行行為者であるという虚偽の供述を前提としたものであるから,その信用性には慎重な検討が必要であるものの,内容自体には不合理な点はないうえ,Bの顔に一見して目立つ傷跡が残っていることや,給油所でパンクを直した際店員に顔を見られてしまわないように注意していたことが認められること〈証拠略〉等に鑑みると,この供述の信用性はなお失われていないと考えられる。そうすると,BにもG殺害の動機があるといえる。

 いが強く、そのような指示があったとは認められない。

そうすると、Bが、東京から高岡市に向かう段階で既にG殺害の認識を有していたとまではいえず、前記のとおり、遅くとも、試射した後にV駐車場でGがF方に戻ることを認識した段階で、G殺害の意思が具体化したと認められる。

3 Bの弁論再開後の供述の信用性

他方、Bは、弁論再開後の公判廷において前記のとおり殺意等を否定して いるが、その内容は極めてあいまいであるか不自然である。すなわち、Bは、けん銃を試射したときや、F方に入った際の心理状態について、Aに指示されたから〈証拠略〉とか、Aについてこいと言われたからついて行ったがはできる。 だけである〈証拠略〉などと述べるのみで、極めて具体性や迫真性に乏し く,Bは,実質的には供述を避けているというほかない。また,化粧ポーチ の中に入っていた回転式けん銃をV駐車場で確認したという場面について, Bは、弁論再開後の公判期日でこれを否認し始めたが、前記のとおり、第1 次結審後の検察官に対してはその旨の事実を述べていたのに、弁論再開後の 公判期日で否認に転じたのは、刀を確認したことと勘違いしたためであるな どと、不自然極まりない供述をしている。しかも、Bの弁論再開後の公判供 述の態度は、Aをかばい、あるいはAの供述に迎合しようとする姿勢が顕著 である。例えば、第1次結審後、検察官に対して、AがGにけん銃を突き付 けている様子を見ていたと述べている〈証拠略〉のに、弁論再開後の公判で はその様子は見えなかったと供述したり〈証拠略〉、F方に入る際にAがけ ん銃を持っていたことについて、「わかりません」とか、 もしんないじゃないですか」などと供述したり〈証拠略〉 とか、「おどかすだけか している。そうす ると,Bが殺意を否認しているのも,Bの刑を軽くしようとして,再三にわ たり、Bには殺意がなかったと供述ないし主張するAに迎合している側面も あると理解される。

- 以上によれば,殺意がなかったというBの弁論再開後の公判供述は到底信 用することができない。

4 AとBとの間の殺人の共謀について

Bの弁護人は、殺人についてBは幇助犯であると主張し、その根拠として、実行計画等について、DとAは明示的な謀議を遂げているが、Bは十分な謀議を遂げていないこと、Bの関与は消極的であること、犯罪の結果についてBは利害を有せず、現に利得の分配を受けていないことなどを指摘する。

ためのF及びG殺害につきBも利害を有していたといえるし、なるほど経済的利益についてはBが犯罪遂行の過程で具体的に意欲していたとまでは認めることができないが、AとBは、暴力団関係上の上下関係やそれに加えて養親子関係をも通じて、経済的基盤を共通にする部分があったのであるから、客観的に見て、Aが利益を得ることによってBも利益を得る結果となるのは疑う余地がない。したがって、B自身の利害が全くなかったとはいえない。以上によれば、Bも、Aとの間で、F及びG殺害の意思を相通じてF方に臨場し、けん銃発射の用意をしていたことは明らかである。

なお、Bの弁護人は、BがDとの面識がなかったことを指摘して、BとDとの間には共謀がないとも主張している。しかし、Bは、Dとは、Aを介して順次共謀したと認められるから、BがDとの面識を有していなかったことをもって、この両名間の共謀を否定する理由とはならない。

5 Aの供述について

ところで,Aは,弁論再開後,当公判廷において,Bとの共謀はなかった 旨供述しているが、これまでに述べたAとBの行動経過に全くそぐわないう え、共謀の成否に関する重要な事実関係について、例えば、Bに試射させた 理由については、たまたまBが山道を上がってきて、一つ道具が余っていた から1発撃たせただけと述べたり、BをF方に連れて行った理由について は、EとBを同じ車の中に入れておくと、何するかわからんという不安があ ったからと述べるなど、いずれも不自然極まりない供述をしている。また Aは,Bにけん銃を渡した理由について,現に何かあったときには自分が玄 関に行ってBからけん銃を取り上げるという考えだったと供述しているが、 まさにFG夫婦を殺害しようという切迫した状況下で、玄関に配していたと いうBのところにわざわざけん銃を取り上げに行くのはむしろ自己の生命身 体を危険にさらす行為であるから、およそそのように考えていたとは認めが たい。また、Aが実包を抜くなどしてから回転式けん銃をBに渡したのは、 試射時のBの状況からBの撃った弾丸がどこに行くか分からず不安に感じた からというのであり、Bが回転式けん銃を使用するという前提に立っている のであるから、AがBからけん銃を取り上げて撃つ予定だったというのは矛 盾している。以上によれば、Bとの共謀を否定するAの供述は全く信用でき ない。

6 結論

以上によれば、BのF及びGに対する殺意及びこれらについてAとの共謀を認定することができる。

第5 D及びCとの共謀について

1 Dとの共謀について

Aは、DからG殺害をも依頼されたと供述するのに対し、Dは、Fの殺害は依頼したが、Gの殺害まで依頼したことはなかったなどと供述しているので、この点の共謀の有無について検討する。

Dは、強盗予備の犯行前の6月中旬ころ、Aに写真を送付していることが 認められるところ、この写真にはFのみならずGも一緒に撮影されている が、その写真はもともとFG夫婦のみが写っていたものではなく、CとDが FG夫婦を挟み、この4名が一列に横に並んで撮影されたものを、Dが、C とDが写っていた両端部分を特に切り離して送付しているのであるから、G の写っている部分をDが意図的に残したことは明白であり、仮に、Fのみが 殺害依頼の対象であれば、わざわざGの撮影されている部分を残して送付す る理由はないはずである。この点、Dは、写真を送付した経緯について、A から、GとFの愛人とを区別するために姐さん(G)の写真も欲しいと言わ れたので、そのように思って送付しただけであり、殺害を依頼したのはあく までFのみである旨供述している。しかし、Fのみを殺害する目的であれば Fのみが撮影されている部分を送付すれば事足りるのであるし、Gの写真ま で必要な理由についてDが細かく確認した様子がないことも、事柄の重要さ に照らして不自然であるから、Dの供述ではGの撮影されている部分まで送 付した理由を十分説明できているとはいえない。したがって,Dが自分から 写真を送付したのか、Aの依頼を受けたため写真を送付したのかはともか く,遅くともGも写っている写真を送付した段階では,Dにおいて,Fのみ ならずGも殺害の対象となっていることを認識していたと、強く推認され る。

また、Dは、6月2日の段階で、強盗に見せかけて殺害することを依頼した点も否定しているが、その後、Dは、Aに、D自身が作成し、更に金庫のありか等をも付記したF方内の見取図を送付しており、Dも、この段階では F殺害時に中国人マフィアが強盗もしてくることを容認したという限度で は、当公判廷でも事実を認めている〈証拠略〉。もっとも、Aの供述するよ うに、6月2日の段階で、DからAに強盗に見せかけて殺害するように依頼 があったかどうかについては、疑問の余地は残る。すなわち、Dは、強盗の 話は自分やCから出た話ではなく、Aから、6月中旬ころ、殺人だけをする中国人は余りおらず、一応手配はしてあるが、お土産(現金のこと)がある と言ったら、すぐに中国人が集まってくるので、金庫の場所を教えてくれといわれた旨供述している〈証拠略〉ところ、この供述は、Aが、かねてEか ら中国人マフィアが強盗するのに適当な家等を教えてほしいと言われていた ことや,Hがそのころ殺人の依頼を拒んでいたことと符合するし,他方, 6 月1日には強盗に見せかけて殺害するという話が全くなかったのに、翌6月2日に急きょ強盗に見せかけて殺害するという計画に変更されたというのは やや唐突とも思われること、Dらが強盗実行者が奪ってきた財産を受け取る という謀議をした事実もなく,そのような利益もないのにわざわざ強盗に見 せかけるように指示する理由が乏しいことからすると、Dの供述もそれなり に信用することができ、共犯者への責任転嫁の危険のあるAの供述をそのまま採用することはできない。しかし、いずれにせよ、DがAにF方の見取図 を送付した段階では、DとAとの間で、強盗に見せかけて殺害することで意 を通じていたといえる。

下が写真等の証拠品を確認に行くことが判明した7月12日の段階について検討すると、まず、このときの殺害依頼の動機は、Dが自己の殺害計画での関与が発覚することを恐れたというものであり、そうであれば、確認予にの写真に写っていて、その元となったCとDの部分を切り離す前の写真とっての写真を持っていると考えられるGが、この写真を確認することを疑われる結果となるのであるから、発覚を免れるいと思ったのである。Dは、Fについなに写真を見たら殺されるかもしれないと思ったが、姐さんはそこないが、写真を見たら殺されるかもしれないと思ったと供述している地位等がので写真の複製を準備しておけば大丈夫だと思ったと供述してはDの地位等が、Gが写真等を確認すれば、Dの関与が発覚し、ひいてはDの地位等がたくなるのは疑いがなく、写真の複製を準備したところで写真を持っている以上、発覚を免れうるものではないから、Dの供述する理由が、直ちにG殺害依頼の有無を左右するとも解されない。

しかも、Dは、Aとの間でけん銃2丁を準備することが決まった段階で、けん銃を使って「姐さん(G)を見張る」という認識を有していて、Gにけん銃を突き付けることになることは理解していたし〈証拠略〉、けん銃2丁をAに渡した後Fらの動静をAに伝えていたころには、F殺害時にGがFの近くにいることになることを理解している〈証拠略〉。そうであれば、Dは、殺害現場の状況次第ではGに向かってけん銃が発射されてしまう可能性があることを分かっていたというほかなく、そのような認識の下で、DはAにけん銃2丁を渡し、しかも、Fと共に行動するGの動静についてもそのよけん銃2丁を渡し、しかも、Fと共に行動するGの動静についてもそのあるから、Gを殺害しないようにするための明確な指示をしていなのであるから、このことは、DがG殺害を容認していたことのあらわれと見るのが最も合理的である。

以上に加え、Aは、A自身にも独自の利益や殺害の必要性がなかったわけではないが、基本的には、Dから依頼されて殺害を実行しているのであるから、仮に、Aの言うような犯行現場でのGの言葉に対する激高が加わっていたとしても、それだけで依頼もないのにGまで殺害するとは考えがたいこと、殺人等の犯行後、Dが、Fが組長を務めていた暴力団の組長となり、これに伴って、種々の経済的利益を得ることができたのもGまで殺害したからこそであると認めることができることなどを併せ考慮すると、Dは、G殺害を認識かつ認容し、その旨Aと意思を相通じていたと認めることができる。Cとの共謀

(1) 当公判廷で実施された証拠調べ等のうち、C共謀の認定に関わる主要な 証拠等は、Dの供述及びAの第1次結審後の供述である。

Dは、当初のF殺害計画はCから持ちかけられたものであるし、7月1

2日にFが警察署へ写真を確認に行くという情報を得て,発覚を防ぐためにFを殺害することとしたのも,Cとの共謀に基づくものである旨供述す

Aは、第1次結審後第31回公判期日まで(供述変更前)は、CとDの 両名から、強盗殺人に見せかけてFG夫婦を殺害することを依頼されてお り、FG夫婦殺害はDのみならずCとも共謀して実行したものである旨供 述していたが、第32回公判以降(供述変更後)は、6月1日まではCも F殺害計画に関与していたが、6月2日以降、Gも殺害し、また、強盗殺人に見せかけて殺害することとなった以後はCは関与しておらず、FG夫 婦殺害についてCとの共謀はないと供述している。

(2) そこで、Cとの共謀について検討する。 まず、Aの変更前の供述についてみると、前記供述経過に照らしてこの 供述には基本的な信用性が認められるうえ,Aは,Dに対して悪感情を抱 く一方, Cには好感情を抱いていることが窺われることに照らしても, とさらうそを言ってCの関与があったと供述する理由はない。他方, A は、突然にCの関与を否定し始めたが、その供述の変更にはおよそ合理的 な理由を見出すことができない。Aの変更後の供述内容を見ても、例え ば、6月2日の段階では既に具体化していたF殺害計画から、十分な理由 もなく突然Cが離脱したというのは余りにも唐突で不自然であるし,Cと の共謀を否定する理由についても、「(CとDがどういう話をしているか というのは)わかんないことですけど、大体薄々話の内容を聞いて、今までの流れを総合すると、そういうふうに感じるわけです。」〈証拠略〉な どと、極めてあいまいで具体的な根拠に乏しい説明をするにとどまってい る。そうすると、Cとの共謀を否定するAの変更後の供述は全く信用でき ¹,Cとの共謀を認める変更前の供述の方がむしろ信用性が高いというべ きである。

また、Dの供述については、G殺害や強盗に見せかけて殺害する点につ いて関与を否定する部分は、前記のとおり信用できないが、Cとの連絡状 況等に関する部分は、それ自体かなりの具体性があるうえ、Oの検察官調 〈証拠番号略〉によれば、7月12日の深夜、〇が、Cからの 書〔謄本〕 指示でCの自宅に電話をかけるとDが電話口に出て,Dから氷見の山奥に あるダムに向かう道を尋ねられたというのであるから、Dの供述中、Cと Dが相互に連絡をとってOにUダムに向かう道を尋ねたという共謀の成立 に密接にかかわる部分について、裏付けも存在する。他方、当公判廷で取 り調べた証拠のうちDの供述に明らかに反する証拠は、Aの変更後の供述 のみであるが、その供述は信用できず、その他、特にDの供述を覆すべき 有力な証拠はない。

そうすると、当公判廷で取り調べた証拠の限度では、Cとの共謀を肯定 するDの供述や変更前のAの供述の信用性を否定しうる証拠がないのであ るから、結局、これらの供述によってCとの共謀を認定することができる こととなる。

自動式けん銃に装てんされていた実包の個数について

Aは,銃刀法違反の公訴事実中,自動式けん銃のけん銃加重所持の点につ いて、所持していた適合実包の数は8発ではなく7発であると主張する。 しかし、関係各証拠によれば、同自動式けん銃はF及びG殺害に使用され たものであることが明らかであるところ、 Fの体内から 2 発、 Gの体内から 1発の弾丸がそれぞれ発見されているほか、Gの殺害現場となった4.5畳 和室の北側フローリング寝室の床上にGの身体を貫通した弾丸1個が遺留さ れているから、これらにより、F方で自動式けん銃から合計4発の弾丸が発 射されたことが認められる。また、Aらは犯行後この自動式けん銃を高岡市内の用水路に投棄しているところ、同けん銃が発見されたときの状況は、同 けん銃の銃口内に弾丸1発が詰まっていたほか、打ちがら薬きょう1個と適 合実包3発が同けん銃に装てんされていたというものであるが、同けん銃を 発見した人物の供述によれば,同人が発見直後に誤ってその引き金を1回引 き,不発させていることが認められるから,銃口内に詰まっていた弾丸1発 , 打ちがら薬きょう1個は、この行為によって生じたものと認められ、そ うすると、投棄した時には実包4発が同けん銃に装てんされていたことにな る。以上を総合すると、F方で自動式けん銃を発射する前の段階において,

自動式けん銃に装てんされていた適合実包の数は8発であると認められる。 (累犯前科)

- 1 被告人Aは、平成3年8月8日東京地方裁判所で銃砲刀剣類所持等取締法違反、火薬類取締法違反の罪により懲役7年に処せられ、平成10年4月9日その刑の執行を受け終わったものであって、この事実は〈証拠略〉によって認める。
- 2 被告人Bは,(1)平成9年5月23日市川簡易裁判所で窃盗,窃盗未遂罪により懲役1年2月(3年間刑執行猶予,平成10年2月10日横浜地方裁判所でその猶予取消し)に処せられ,平成12年3月11日その刑の執行を受け終わり,(2)平成10年1月13日神奈川簡易裁判所で窃盗罪により懲役1年2月に処せられ,平成11年1月31日その刑の執行を受け終わったものであって,これらの事実は〈証拠略〉によって認める。(法令の適用)

被告人両名の判示第1の所為は刑法60条,237条に,判示第2の1及び第2の2の各所為はいずれも刑法60条,199条に,判示第2の3の所為は包括して刑法60条,銃砲刀剣類所持等取締法31条の3第2項(1項),3条1項にそれぞれ該当するところ,

- 1 被告人Aについて、判示第2の1及び第2の2の各罪について所定刑中いずれも死刑を選択し、前記の前科があるので刑法56条1項、57条により判示第1及び第2の3の各罪の刑について、判示第2の3については同法14条の制限内で、それぞれ再犯の加重をし、以上は同法45条前段の併合罪である。同法46条1項本文、10条により刑及び犯情の最も重い判示第2の2の罪の刑で処断して他の刑を科さないこととして被告人Aを死刑に処し、押収してある、自動装てん式けん銃1丁(平成13年押第8号の21)、サイレンサー1個(同号の22)、実包16個(同号の23)は、いずれも判示強盗の犯罪行為を組成した物であり、自動装てん式けん銃1丁(同号の19)(サイレンサー1個(同号の20)はその従物)、実包3個(同号の9ないし1)、回転式けん銃1丁(同号の14)及び実包4個(同号の15ないし1)、回転式けん銃1丁(同号の14)及び実包4個(同号の15ないし1)、被告人A及び共犯者以外の者に属しないから、刑法19条1項1号、2項本文を適用してこれらを被告人Aから没収し、
- 2 被告人Bについて、判示第2の1及び第2の2の各罪について所定刑中いずれも有期懲役刑を選択し、前記の各前科があるので刑法56条1項、57条により判示各罪の刑について、判示第2の1、第2の2及び第2の3については同法14条の制限内で、それぞれ再犯の加重をし、以上は同法45条前段の併合罪であるから、同法47条本文、10条により刑及び犯情の最も重い判示第2の2の罪の刑に同法14条の制限内で法定の加重をした刑期の範囲内で被告人Bを懲役18年に処し、同法21条を適用して未決勾留日数中600日をその刑に算入する。

訴訟費用は、刑事訴訟法181条1項ただし書を適用して被告人両名に負担させないこととする。

なお、検察官は、求刑で、脇差し1振(平成13年押第8号の40)及び脇差しの鞘1本(同号の41)も没収すべきであると主張する。しかし、これらは、判示強盗予備の関係では、前記「T」において普通乗用自動車に積み込まれたものではなく、Bらが出発した後、これとは別にA及びEが石川県経由で富山県に向かった時に自動車に積載されていた物にすぎないから、強盗予備の用に供しようとした物とまでは認められず、また、判示殺人の関係でも、前記UダムでE 転車両(チェイサー車)の助手席マットの下に積み込まれたものではあるが、 転車両(チェイサー車)の助手席マットの下に積み込まれたものではあるが、 告人両名がF方に入った際に携帯していった物ではなく、実行行為時までに同路 差しを誰が使用するかが具体的に定められたと認めるに足りる証拠はないから、 殺人の用に供しようとした物ともいえない。その他、刑法19条1項各号所定の要件に該当すると見うる事情はない。よって、これらは没収しないこととする。(量刑の理由)

1 事案の概要

本件は、被告人両名が、DらからF殺害の依頼を受けたことに端を発し、まず強盗に見せかけてFG夫婦を殺害することを企図して、E及び中国人の犯罪集団らと共謀の上及んだ強盗予備の事案と、この計画が警察官に発覚して失敗に終わった後、Fが強盗予備の犯人が所持していた写真等の証拠物を警察署へ

確認に行くという情報を得たDらからその旨の連絡を受け、Dらと共謀の上、F及びGの口を封じる等の目的で、F及びGの2名をけん銃で射殺したという、殺人及び銃刀法違反(以下「殺人等」という。)の各事案である。

2 被告人両名に共通する情状について検討する。

犯行動機を見るに、強盗予備の犯行は相当高額の報酬目当てで及んだもの、殺人等は、主として、Fらが写真等の証拠品を確認に行くことでFG夫婦殺害計画への関与が発覚することを恐れたDらから依頼を受け、殺害計画への関与が発覚することを防ぐため、また、Gについては併せて被告人両名によるF殺害の犯行を隠ぺいするため、F及びGの口を封じる目的で及んだものであり、殺人等はAら自身の違法行為に起因するものであることに鑑みても、いずれも良勝手極まりなく、およる正当化の金地がない

身勝手極まりなく、およそ正当化の余地がない。 ところで、殺人等の犯行について、検察官は、Aは1億円の報酬獲得を主た る動機として本件犯行に及んだものであり、強盗殺人に類する悪質な犯行であると主張する。確かに、Aは、第1次結審後、Dとの間で1億円の報酬約束があったと供述しているが、他方でDはこれを明確に否定しているところ、1億 円の報酬を支払うという会話が出た状況は、Aの供述によれば、6月1日にD とAが自動車でFの愛人方を下見に行った際、Fが金を貸しているというパチ ンコ店の近くを通りかかったときにDから話が切り出されたというものである が、それまでにもDはホテル等でF殺害を依頼しているのに、その時に1億円 もの報酬の話がなかったことからすると、報酬の話を切り出された経緯がやや 唐突で不自然な印象がある。その後、殺人等の犯行に至るまでに1億円の報酬約束が特に再確認されたような形跡もなく、Aは第38回公判期日において殺 人の当日にけん銃をDから受け取った時にも報酬のことを確認したとも供述し この場面での報酬約束は審理の最終段階になって初めて供述したに 過ぎないことに鑑みると、そのまま信用することはできない。DとAが一致し て認める1500万円の交付約束及びそれに基づく金銭の交付状況が極めて具 体性に富んでいることに比べて、1億円の報酬約束をめぐる状況は全体として 漠然としているとの印象が残る。また、Aは第1次結審後にDらの関与を供述 するようになった理由について、弁論再開後の公判廷ではDから約束の報酬が 支払われていないことも理由であるかのように述べているが,第1次結審後, 検察官に対しては,むしろ,AがF方から盗みをしたという話になっていて, 所属していた暴力団の上部団体が高額の損害賠償を求められているという話を 聞いたため,これを否定して自己の沽券を守るとともに,同暴力団の窮地を救 いたいという気持ちからであると供述している〈証拠略〉。しかも、Fらを殺 害しなければならないことは、殺人等の犯行前日である7月12日に急きょ決

まったことであり、殺害依頼を受けた後は、Fが7月13日に警察署に出頭する前に、なんとしてもFやGを殺害しなければならないという極めて切迫した状況にあったものである。以上に鑑みると、Aにおいて、7月12日に殺害依頼を受けてからその翌日に殺害遂行に至る過程において、どれほど具体的なす実性をもって1億円の報酬獲得を考えていたか疑問が残る。息子のMに対する発言状況等に照らすと、Aにおいてもある程度高額の報酬をもくろんでいたことは否定できないとはいえ、検察官の主張するように1億円の報酬獲得目的が主要な動機であるとは認定できず、ましてや強盗殺人に匹敵するという主張するとはいえない。もっとも、このことは、殺人等の犯行動機の身勝手さや重質さを何ら減じるものではなく、結局、犯行動機には、一片の酌量の余地もないという点に変わりはない。

犯行の態様を見ると、Aは、F方においてFと顔を合わせるや、ためらうことなく至近距離からFの顔面を狙撃し、そのまま後ろに倒れたFにとどめを刺す目的でFの下顎角部を狙撃している。また、Gに対しては、けん銃を突き付け、いわば人質に取った状態でFの居場所を案内させたうえ、Gが、その目前でFが射殺されたため慌てて別室に逃亡し、床にひれ伏し金品の提供を申し出るなどして必死に命乞いをするのにも構わず、至近距離からGの後頭部を狙撃し、そのまま崩れるようにうつぶせに倒れたGにやはりとどめを刺す目的でその背部を狙撃している。犯行態様は冷酷かつ残忍であり、とりわけ、必死の命乞いをするGを殺害した点は無慈悲この上ないというべきである。被害者はいずれもその場で血まみれになって絶命していて、凄惨を極めている。

また、本件は、白昼、住宅地において、一度の機会に2名もの人命がけん銃で奪われたものであり、犯行現場がF方内であったため、公衆の面前でけん銃が発射されるような事案に比べて一般人が直接巻き添えになる危険性は少なかったとはいえ、暴力団が絡んだ凶悪事件で関係する組員以外の一般人に危害が及ぶ場合が少なくないことに鑑みると、近隣住民や社会一般に与えた不安や衝撃が大きいことは明白であり、社会防衛の見地も到底軽視することはできない

ところで、Fは被害に遭った当時暴力団組長の地位にあったものであるところ、この点について、検察官は、FG夫婦はあくまでも一般市民として被告人両名に殺害されたのであるから、Fが暴力団組長であったことをもって被告人両名に有利な情状とすべきでないと主張するのに対し、弁護人らは、組織間が事であるかどうかはともかく、暴力団組織内における抗争事件であると主張者であるからかはともかく、このことを量刑上考慮すべらとの確執をとし、CらにおいてF殺害を発案し、Cと意思を相通じたDがAに殺人を依頼したものであるから、Fは暴力団i一家の組長であったからこそ殺害は至ったもので、目的実現のためには犯罪行為をもいとわない暴力団組長という立場に内在する危険性が現実化したという検察官の主とは否定できず、Fはあくまで一般市民として殺害されたという検察官の主

張に直ちに与することはできない。しかし、本件犯行当時、抗争事件が生起しつつあるような具体的状況があったわけではなく、Fは暴力団組長の地位にあったこと以上に、何らかの積極的な攻撃行為を仕掛けるなどことさら犯罪を誘発する行為にまで及んでいたことは窺えないのであるから、このことを過大に被告人両名に有利にしんしゃくするのは相当とはいえない。Fの妻であったにすぎないGとの関係では、なおさらこの理が妥当し、むしろ一般市民に近い立場にあったものというべきである。

3 次いで、各被告人の個別的な情状について検討する。

(1) Aは、犯行計画の遂行の過程において、Dと緊密に連絡を取り合いながら、自らの判断で、ジャンパー等の着衣を準備したり偽造ナンバープレート等を取り付けるなどの犯行発覚防止の工作を施し、的確に実行できるようにけん銃を試射することを決め、DからのF及びGの動静に関する随時の連絡に即応して、実行行為者側のBやEを統率し、殺害実行の時機を逃すことなく犯罪を遂行しているのであり、殺人等の犯行においてほぼ一貫して主導的かつ中心的な役割を果たしている。また、Aは、2名もの人命を奪う残虐な殺害行為をまさに自らの手で行っている。これらの事情は、量刑にあたって、相当重要な位置を占めると考えられる。

ところで、Aの弁護人は、AはDらに利用されたものであり、殺害には消極的であったなどと主張して、このことをAに有利にしんしゃくすべきであ

ると主張する。

はDに比して何ら遜色ないものである。 殺害意思が消極的であったとの主張について検討しても、前記のようなAが果たした役割に加え、犯行から離脱することが困難なわけでもないのにそのまま殺害の実行に及んでいること、F殺害をためらった様子が全く窺えないことに照らせば、Fに対しては当初から強固な殺意を持ち続けていたの明らかであるし、Gについては、F方に入る前にガムテープを購入していることなどに照らして、消極的な気持ちがあったというAの供述を全面的に否定することはできないものの、殺害時には確定的な殺意に基づき、無抵抗のGを残虐な方法で殺害しているのであるから、有利にしんしゃくする余地があるとしても、その程度は自ずと限られた範囲にとどまるというべきである。

Aの前科関係を見ると、Aは、昭和57年以降、前科4犯を有し、いずれも懲役刑の実刑に処せられているほか、最初の服役を契機に暴力団活動を開始しており、その活動歴は活発で相当に長期に及んでいる。とくに直近の前科を見ると、Aは、平成3年8月に銃刀法違反、火薬類取締法違反の罪で懲役7年に処せられていて、その刑期は決して短くないうえ、内容も、暴力団に対する密売目的で、けん銃94丁及び実包1498発を所持していたという暴力団特有の反社会性が顕著に反映されているものであって、罪質は非常に悪い。それにもかかわらず、Aは、平成10年4月に刑の執行が終了して出所した後も、本件犯行直前まで暴力団組員として活動し、けん銃や適合実包の密売行為に関わっていたばかりか、本件強盗予備で準備された自動式け

ん銃等と、殺人の犯行で使用された自動式けん銃等は、いずれももともとAが入手してきたものである。矯正教育の効果は全くなかったというほかなく、その年齢等も考慮すると、顕著に反社会的なAの人格態度は相当に強者をしているといわざるをえない。反省悔悟の情を検討しても、Aは被害者をその遺族に対する謝罪の言葉を口にするけれども、その供述態度、なら、Aは、第1次結審前は、暴力団特有の論理に基づき、あるいは家族自身をBの殺意等について不合理な弁解を繰り返し、Cの関与についても理な弁解を繰り返し、Cの関与についても不可を供述の変遷をしているばかりか、最終結審前に至って、Fが暴力団組に上げて被害者らの遺族が一方的な処罰感情を表明しているなどとを棚に上げて被害者らの遺族が一方的な処罰感情を表明して第1次結審後は一度死刑の求刑がされたという特異な状況下で供述してい第1次結審後は一度死刑の求刑がされたという特異な状況下で供述していたとを最大限考慮したとしても、Aには真摯な反省悔悟の情を見出すことはでない。

-) Bは、強盗予備事件では、下見及びビデオ撮影や、ホテルでの謀議に参加 したうえ、自ら中国人らを先導して金沢市に向かい、F方の下見を指揮する など重要な役割を果たしている。殺人等事件では,Bは,終始,Aと行動を 共にしながら,回転式けん銃を試射し,F方付近での待機中に回転式けん銃 の弾倉を直ちに発射できるように直して準備を整えたうえ、犯行現場では、 発射音が響き渡らないように化粧ポーチを被せた状態で回転式けん銃を持 ち、Aと一体となってF方に入り、玄関先で見張りをするなどの役割を果た している。このように、Bがけん銃を持って見張り等の役割を担当していたことが、Aの冷静で的確な殺害行為に大きく寄与していることは優に認められるし、状況次第ではB自身がけん銃を発射していても全くおかしくない状 況にあったのであるから、犯行現場でBが果たした役割にはAに準じうるも のがあり、F方の外で、自動車内で待機していたに過ぎないEとはその果た した役割に格段の違いがある。Bにも、10年余りにわたる暴力団組員としての活動歴があり、凶悪犯罪こそ含まれていないものの、前科3犯を有し、うち2回は服役しているうえ、出所後わずか約1年半の後に本件犯行に及ん でいる。弁論再開後のAに迎合的な供述態度に鑑みても、Bには暴力団特有 の価値観が定着しつつあることが窺われる。反省悔悟の情につき検討して も,Bの述べる謝罪の言葉はそれなりに真摯なものとも受け取れる部分もあ るが、その供述態度、すなわち、Bは、第1次結審前は自分が実行行為を行 ったと虚偽の供述をして、暴力団関係上の上位者でありかつ養親であるAを かばおうとし、弁論再開後は、Aの供述に迎合するような態度を示してお り、特に第1次結審前の供述態度については、B自身が、遺族の心情を考え るよりもオヤジをかばう気持ちが強かったなどと供述していることに照らすと、やはり、反省が十分に深まっているとまで認めることはできない。 他方、Bは、DとAとの間の緊密な謀議や連絡に直接加わっていたもので はなく、基本的には暴力団関係における絶対的上位者であるAの断片的な指 示に従い、その意を汲んで行動していたにとどまり、 B自身が自らの判断で 積極的に行動していた場面は回転式けん銃の弾倉を直した点を除いてはほと んどなかったものであるから、その地位や役割はAやDに比して従属的であ るといえる。殺人の実行行為時においても、Bは結果的には1発もけん銃を発射することなく、ほぼ玄関先にどとまっていたに過ぎないのであるから、もとより殺人等の共同正犯であることに合理的な疑いを入れる余地はないも のの、殺害の結果発生に対する具体的な寄与の程度はそれほど大きいとはい
- できると考えられる。 4 そこで結論であるが、以上のとおり、なにより被害者2名の生命を奪ったという結果が極めて重大であり、特筆すべき周到かつ綿密な計画に基づき共犯者らと緊密な連絡をとって2人の生命を奪うという凶悪な犯罪が極めて冷静に遂行されていること、殺害の方法は、Fに対しては何らのためらいなく、Gに対しては必死の命乞いを無視して、それぞれの身体の枢要部にけん銃で弾丸2発を撃ち込むという冷酷かつ残虐なものであること、口封じ目的という殺害動機

えない。報酬等については、Bが現実味を持って得られる見込みを認識していたとまでは認められず、Bが独自の経済的利益を特に意欲して犯行に及んでいたとはいえない。これらの事情はBにとって特に有利にしんしゃくすべきであるし、また、Bの不遇な成育歴は多少なりともBに有利に酌むことが

(求刑 被告人Aにつき死刑, 没収。被告人Bにつき無期懲役) 平成16年3月26日 富山地方裁判所刑事部

裁判長裁判官神沢昌克

裁判官 水野将德

裁判官 三輪篤志